

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

文教委員会で質問をさせていただくのは初めての機会でございます。どうぞ皆様、御指導をよろしくお願い申し上げます。

私の方からは、今、自民党を始め、また政府も明日出される提言の中でいじめについての対策の法制化を行うべきという答申をするというふうに伺っておりますけれども、そうした各党、実は我が民主党が昨年の夏の終わりからどの政党よりも早くそうした法案の立案を行っているわけでございますけれども、そうした民主党法案の骨格につきまして皆様に御説明を申し上げさせていただきまして、今後の政府の取組、そして何よりも国会で議員立法に向けた各党各会派の皆様の御議論のための御参考とさせていただきたく存じます。

その前に、ちょっと一言、今の谷川副大臣の御発言でございますけれども、副大臣の就任後の記者会見のその御発言を議事録を正式に読み上げますと、いじめをなくすには怖い先生が学校にいないと駄目、武道家、一番いいのはボクシング、空手、剣道、プロレスも入るかな、そして、そういう武道家がいなければ警察のOBを次の、次善の策というふうにおっしゃっております。

つまり、警察OBよりも格闘家の方がいじめ対策には役に立つ、子供から見て、武道家とあるいは警察OB、どっちが、谷川副大臣のおっしゃる抑止力ですね、あるかというのは一概には言えないと思います。

にもかかわらず、副大臣は明確に格闘技の技を持っている武道家が一番役に立っているとおっしゃっています。これは、文理的に考えれば、少なくともこの着任当時において副大臣のその考え方に体罰容認という考えがあると、そういうふうに断ぜざるを得ないと思います。これについては質問は申し上げますので、下村大臣、しっかり文科省の中で御議論をいただいて、記者会見などで必要な訂正を行うこと、そのことをお願い申し上げます。

では、私の質問の方に参らせていただきます。

先ほど申し上げましたように、民主党、昨年の夏の終わりに、私がおその実務の責任を担わせていただいておりますけれども、あの大津の事件を始め、社会でまた大きな悲惨な社会問題となっているこのいじめ問題、長年にわたって悲惨な事件が起きて、そして風化して、また悲惨な事件が起きて、騒いで、社会的に問題になって、風化する、こうした、もう本当にあってはならないこの悪循環を断つ、そのために、法律が作れて、かつそれが役に立つはずだと、そういう確信の下に取組を進めておりました。

実は、昨年末の総選挙がなければさきの臨時国会で法案を通すつもりで、実は、下村大臣が座長を務められる自民党の部会の取りまとめが十一月の二十一日だったと存じますが、我々は十一月の十五日の段階で条文案をほぼ完成をさせておりました。総選挙の後に改めて民主党の部門会議の中でいじめ・体罰防止対策ワーキング

チームを立ち上げまして、林筆頭理事が座長でございますけれども、ここにいらっしゃる全ての先生方、みんなでしっかりと議論を重ねながら、二月の十二日の民主党の次の内閣、そこで条文案を確定し、今、国会提出の準備を整えているところでございます。

そして今は、やはりこの法案、大臣がおっしゃっているように、超党派で、議員立法で我々も実現したいという思いから、野党の皆様にも共同提案の呼びかけを、御指導を賜うことをお願い申し上げさせていただいている、そういう段階でございます。

我々、この立案に当たりまして、いじめの被害者の方が役員を務めるジェントルハートという団体があるわけでございます、大臣も御存じでいらっしゃる、あるいはテレビ等でも有名な、あるいは大津の第三者委員会の委員もなさっていました尾木先生、そういう方々にヒアリングを重ねまして、そういう方々、前回の民主党の部会の方にも、部門会議にもお越しいただきましたけれども、この民主党の法案、子供の命と尊厳を救える、すぐに実行可能な役に立つ法律であると、非常に高い評価をいただいております。

さらに、立法に当たりましては、アメリカで今、実はほとんどの州においていじめの法律が制定されているんですけれども、そのアメリカの州法を一言一句分析する、あるいは、日本の自治体で私や国会図書館が確認できた限りで五つの自治体がいじめの条例を制定しております。そうしたものも一言一句分析をいたしまして、アメリカの取組よりもよりいいものを、あるいは各自治体で取り組んでいる取組と調和し、しっかりと子供たちを守っていける、そういう法律を立案させていただいたつもりでございます。

その内容でございますけれども、資料を多く配らせていただいておりますけれども、まず一番初めに、この冒頭のカラーの絵で少し民主党の法案の概要について御説明を申し上げます。その後、大臣から、こうした政策あるいはこうした法制度が子供たちの命を守るために必要ではないかと、そういう観点で御質問をさせていただきたいと思っております。

この民主党の法案でございますけれども、多くのいじめの専門家あるいは被害者の方々等からヒアリングを重ねる中で、いじめ問題を真に解決するためには、最大限の予防、まずは起こさない、最大限の予防、そして残念ながら起き始めてしまったときの早期発見、そして次は、本当に不幸なこと、あってはならないことですが、起きてしまったときの適切な解決、すなわち予防と早期発見と適切な解決、この三つを総合的に対処しなければ真のいじめ対策にはならない、そうした認識の下で、この三つを総合的に対処する、そうした制度を立案させていただいております。

その立案に当たりましては、先ほど申し上げました、長年にわたって、何十年にもわたって文科省が、先ほど大臣御説明されました、度重なる通知を出す、度重なる政策を投入する、にもかかわらず、いじめというのは、残念ながら我が国に現在、文科省の統計も二つ大きく出ておりますけれども、十万あるいは二十万、今日の委員会の

中では数十万という言い方をさせていただきますけれども、数十万の学校のいじめが我が国の社会の中に蔓延し、そしてその中には、絶対あってはならないことですが、かけがえのない子供の命を奪う、そうしたものが今なお存在しているということでございます。つまり、そうした繰り返されるこのいじめ、なぜ学校現場でいじめ問題が克服できないのか、そのボトルネックを的確に構造的に解決する、その取組を講じたのがこの民主党の法案でございます。

図に従って御説明をさせていただきます。

まず、右側に学校という図がございますけれども、この学校の中の黄色い箱でございます、学校いじめ対策委員会。これは、複数の先生と、またいじめに関する第三者から成る学校のいじめ対策委員会を全ての小学校、中学校、高校の中に設置する。この委員会は、保護者やあるいは地域住民なども参画ができます、むしろ参加していただきたいと思っております。

このいじめ対策委員会でございますけれども、先ほど申し上げました三つのいじめ対策の役割を取り組みます。一つは予防、一つは早期発見、もう一つは解決でございます。

まず、予防でございますけれども、この学校の箱の上でございます、学校いじめ対策計画。全ての小学校、中学校、高校において、この学校いじめ対策委員会の下で、その学校の中のいじめの予防のプログラム、計画を作っていきます。その中には、大臣がおっしゃっております、いじめに関する道徳、あるいは情操を養うような教育、あるいは児童生徒が参加するようなロールプレイングゲーム、あるいは、その地域の住民あるいは地域のいじめの専門家などと連携するような体験活動、そうした体系立ったいじめの予防対策をしっかりと講じていくということでございます。

今お配りしておりますこの資料、太い大きな資料がございますけれども、この資料一と、一枚めくっていただきまして、資料二を御覧いただけますでしょうか。今私が申し上げましたような、全ての学校の中でいじめ対策の計画を実行していく、実はこれ、我が国の先進自治体で行われております。これは群馬県の高崎市の例でございます。資料一は読売新聞の記事でございます、資料二はその実物の計画でございます。

御覧いただきますと分かりますように、先ほど私が申し上げました、いじめを予防するために必要な、児童生徒、そして教員あるいは保護者、そしていじめに関する第三者、専門家、地域住民、そうしたものがみんな参加するいじめの予防プログラムというものを年がら年中しっかりと計画的に回していく、こうしたことによって最大限のいじめの予防を図るという取組でございます。

しかし、こうした取組をしても、残念ながらいじめ、先ほど大臣もおっしゃいました、人間社会である限り、どういうコミュニティーであれ、いじめというものは起きるものでございます。私もそういう認識でございます。であるならば、いじめが起きたとき、その**早期発見の取組**でございます。申し上げました、この学校いじめ対策委員会、複数の教員そして外部の専門家が参画するこの委員会が常に学校の中で目に見える形で子供たちと一緒にいじめ対策を展開していく、そして同時に、このいじ

め対策委員会は、子供たちから見て安心と信頼のできる通報の窓口になっていく、そうした早期発見の仕組みでございます。

そうした予防、早期発見を講じながら、しかし、どうしても、本当に不幸なことに、あってはならないことに、**いじめが起きてしまった場合**、比較的、生活指導のような形で、まだいじめが固定化していないようなその初期のような段階、これは黄色のいじめ対策委員会の方で対応いたします。しかし、いじめが固定化して、そして複数の生徒あるいは複数のクラス、学校の中で、もうこのいじめというのは非常に大きな問題であると認知されたような場合には、この黄色い箱などを中心に専任チームをつくって、このオレンジのいじめ対策の特別委員会をつくって被害者の救出、ケア、そして加害者の指導、更生あるいは保護者への対応、そうした取組をやっていく、そうした仕組みでございます。

今申し上げましたような、学校での予防と早期発見とその解決、その土台になる仕組みをつくるのが左の箱の、教育委員会の箱でございます。教育委員会においても、その地域の教育の専門家あるいはいじめに関する様々な専門家、先ほどからいじめに関する専門家と申し上げておりますけれども、皆様も御案内のとおり、私も勉強して分かったんですけれども、例えばいじめの加害者の子供に精神的な不安定な問題があれば、それは臨床心理士や精神科医が登場しなければ根源的な解決にならない。あるいは、いじめをやっているその加害者の子供が実は家庭に経済的な問題があって、そのことで心身が不安定になりいじめに走っていれば、それは児童相談所といったようなところが登場しなければいじめの根源的な解決にはならない。

そもそも、実はいじめ問題というのは学校や教育委員会だけで根源的な対応ができない複合問題であると。そうした認識に基づいて、この教育委員会の下の地域いじめ対策委員会ですっきりとした地域の専門家を集めて、その下で、上の箱、上の文字でございますけれども、地域のいじめ対策の計画、その教育委員会の中のいじめ対策の計画を作って、これを基にその地域の各学校がより現場の創意工夫を生かした取組をどんどん頑張ってもらおうということでございます。

先ほどのお示ししました高崎市のその資料は、それは地域のいじめ対策の計画と、一部学校の計画が両方入っている資料でございます。

こうした取組を進め、地域と学校で展開しながら、じゃ国は何をするかということでございますけれども、これは文科大臣の下で我が国のいじめ対策の基本計画を作ると。これは、同じく我々国会議員が議員立法で実現したがん対策基本計画を参考にさせていただきましたけれども、いじめの基本計画を作るときには、そのいじめの被害者が参画したいじめ対策協議会の意見を踏まえて、やはり被害者サイドのしっかりとした、子供の命と尊厳を守る、そうした我が国のいじめのマスタープランを作る、そうしたプロセスを措置させていただいております。

一つ、地域の協力関係でございますけれども、いじめ対策基本計画の下の方の緑の箱、地域いじめ対策協議会でございます。これは、県単位で義務的にそういう協議会を設

けていただきます。先ほど申し上げました様々な専門家、弁護士会、法務局、警察、児童相談所、民生委員等々いじめに関するいろんな専門機関がここでその地域、その県内における連携の在り方を議論して、それをその下の地域や学校の中の連携に生かしていくという、そうした基盤の取組でございます。

以上申し上げまして、民主党のいじめ対策の法案でございますけれども、大きく二つの考え方がございます。

一つは、いじめは残念ながらどこの誰にでも起こり得るもの、しかも、残念ながら、我が国では確認できるだけで数十万の、しかも子供の命が失われる、そうしたいじめが起きております。であるならば、徹底的に子供の一番近いところで、子供を巻き込む形で、いじめがなぜいけないんだということを教えつつ、またいじめが起きにくい学級あるいはいじめが起きにくい学校づくり、そうしたものを展開していく、そのためにこうした学校のいじめ対策計画あるいは学校のいじめ対策委員会が必要であるということでございます。

こうした委員会や計画でございますけれども、先ほど自治体の例を申し上げましたけれども、冒頭申し上げましたアメリカの法律、アメリカのいじめ対策の法律、またイギリスのいじめ対策では一般的に取り入れられているやり方でございます。であるならば、我が国でもきちんと取り上げたいと、そういう思いでございます。

もう一つ、民主党のこの法案の考え方でございますけれども、いじめというのは子供たちがいる学校現場で起きて、そして、学校現場でやはり解決されなければ真に子供たちのための解決とならないということでございます。つまり、いじめを受けてストレスなど、後遺症などを持っている子供が、自分が教育を受けて学ぶその権利を実現するために学校、あるいは学校が無理であればまた別の場所で教育を受ける。やはり、子供がいじめを受けてしまった学校現場ではあるんだけれども、その子供のことを考えるとやはり学校で解決をしなきゃいけない。これは加害者も同じでございます。いじめをしてしまった子供も適切な指導や更生を受けて、やはり自分がしっかりと育っていくために学校の中で教育を受けていかなければいけない。

何を申し上げたいかといいますと、いろんなところで、最近のいじめに対する議論でございますけれども、学校や教育委員会の外から強力な圧力を、力を掛ける、そうすることがいじめ対策であるというふうなことがよく言われているように思われます。しかし、そうした取組だけでは、残念ながら、子供たちがいる学校現場の中、そのボトルネックを解決することはできません。そうした意味で、学校の中に対策計画や対策委員会をつくっていくということでございます。

しかし、我々民主党法案も、今まで度重なる学校や教育委員会の隠蔽問題という社会的事実を踏まえて、この図の一番下の緑の箱でございますけれども、これは大津市型の第三者委員会でございます。被害者から見て、被害者の申出により、学校や教育委員会の対応あるいは信用ができないということがあれば、その被害者の申出により自治体の首長部局にこうした第三者委員会を設けることができる。これ教育委員会の図をかいておりますけれども、教育委員会制度の下にない私立の学校やあるいは国立

の学校についても、それぞれの法制度に基づいて、例えば都道府県知事に、その報告徴収を受けて都道府県知事はその判断に基づいて必要な措置を要請するですとか、そうした恐らく我が国の教育法制の基本構造上最も強力な仕組みというものを、議会法制局とも検討の上、措置させていただいているところでございます。

少し長くなってしまいましたけれども、最後に一番下の小さな箱の中を御説明させていただきます。

民主党のこの法案、こうした予防に重点を置いた仕組みになっておりますけれども、不幸にしていじめが起きたときの対策についても非常に詳細な制度設計をして子供を徹底して守ると、そうした法律になっております。

まずは、その赤い文字のいじめの禁止規定でございますけれども、国民の意識、これは児童生徒、また、かつて葬式ごっこをしていたというあり得ない話もございますけれども、教師も含め何人もいじめをしてはいけないと、いじめの禁止規定を書きます。また同時に、教師にあつてはいじめの放置と助長も禁止すると、そうした条文とさせていただいております。

今お手元に、小さな文字で恐縮でございますけれども、この骨子がございまして、これを御覧いただければこの法律の全体像が分かるようになっております。

また、次のこの赤い文字の下でございますけれども、加害児童生徒への指導処分基準の定めと周知公表というものでございます。これも、最近のいろんなところである議論で、加害者を厳しく罰することがいじめの解決だというような話がございまして。しかし、今でも、これは大臣も御案内のとおり、加害者は、出席停止を含め加害者に対する指導や処分の在り方というものはもうルールが定まっております。であれば、それを子供たちに事前に、いじめは絶対してはいけない、万が一いじめをすれば、あなたはこういう指導や懲戒を受けることになるということを子供や保護者共々、そしてもっと更に言えば、社会の我々みんなでそういうことを共有する、そうした既に作っている指導、処分の基準というものをいま一度明らかにして、子供や保護者と社会で共有すると、そうしたことを法律の条文で書かせていただいております。

また、いじめが起きたときの対応でございますけれども、刑事犯罪があれば警察への通報義務化を課す。また、先ほど申し上げました学校や教育委員会の中に強制的にいじめに関する第三者を入れて、複数の教員でいじめを対応させますので、自動的に隠蔽はできない仕組みになっております。しかし、学校や教育委員会、いざ訴訟となったときにはその管理責任等々を問われる立場でございますので、念には念をとということで、全ての学校の中で起きたいじめを法務局に事後報告をすると。これは法務省と協議の結果、法務省がこういう条文を書いていいということでございましたので、書かさせていただきました。全てのいじめを法務局に事後報告すると。ただ、そうすると全国で何十万件といういじめが報告されてしまいますので、その条件として被害者やその保護者の同意があればその報告の義務を解除すると、そうした仕組みとさせていただきます。

また、最後、インターネットを利用して行われるいじめが横行しておりますけれども、ネットで書き込みをされてしまったその情報、被害者から見てプロバイダー責任法の手続なんかなかなか分かりにくいことでございますので、その書き込みの手続を全国の法務局が被害者からの要請があればやるということを言ってくれましたので、そうしたことも条文に書き込んでいるところでございます。

また、このいじめ対策について、学校の教員あるいは第三者専門家を含め人材の育成が必要でございます。教職課程でいじめ問題のコースをつくる、そうしたようなことも書かせていただいております。

最後に、この民主党法案の大切な特色なんですけれども、被害者の立場に立って被害者を徹底的に守る法律でございます。今いじめが起きたときに被害者の保護者が学校に対して説明を求めても、学校がブラックボックスになっているようなことがございます。民主党の法案、この黄色とオレンジの箱でいじめの調査をするわけでございますけれども、その調査結果について被害者やその保護者に対して説明責任を課すということを条文に書かさせていただきました。

また、大津の事件で実際に起きたことでございますけれども、真相解明するためのアンケート調査、それを学校と被害者が第三者のプライバシーの侵害等々の問題が懸念されるということで共有できないという問題がございます。であるならば、そうしたいじめに関する調査情報を被害者と学校が共有できるようなそうしたガイドライン、それを文科省に作っていただきたい、そうしたことを措置させていただいております。

以上、るる御説明を申し上げましたけれども、いじめの予防と早期発見とその解決の全てに対応する、そして、長年にわたり我が国でいじめ問題が解決できなかったそのボトルネックを構造的に断つという法律でございます。

ここで、ようやく大臣に御質問をさせていただきたいと思います。

大臣は、昨年から自民党の部会の中でいじめ対策について責任者として検討をされ、そしてまた、明日、そのいじめ対策の提言を政府として発表される立場にあります。余り下品なことは申し上げませんが、私が知り得ている情報の中では、こうしたいじめ問題のボトルネックを断つ構造的な政策は、残念ながら明日の提言の中には入っていないと承知しております。

先ほど申し上げました我が国の自治体の先進例、あるいはそのアメリカの法律、そして何よりも、私が何とか頑張って申し上げさせていただきましたこうした政策の必要性、そうしたものを踏まえていただいて、この学校計画、あるいは委員会の必要性について、大臣、どのように思われますでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） このいじめ対策推進基本法案、民主党さんで作られた法

案について、大変に詳細に、また懇切丁寧に御説明いただきましてありがとうございます。

自民党の方でも、今御指摘ありましたが、昨年、教育再生実行本部、五つの分科会の一つとしていじめ対策分科会でこの基本法に向けた取りまとめをいたしました。ですから、法案としてはできてはいるんですが、御指摘のように、民主党さんの方でも自民党より前に作られたということでございます。また、ほかの党でも、このいじめ対策については選挙公約等で取り組んでいる中で、これは、閣法で出すというよりは、やはりそれぞれ、対立法案ではありませんし、各党でそれぞれのいいところを、修正するなりして一つの法律として議員立法で是非出すことが、より早く成立をできるし、また望ましいのではないかとということで、私としては議員立法で是非お願いをしたいということを申し上げさせていただいております。

そして、その議員立法に資するために、教育再生実行会議の方でも、このいじめ、体罰については最初に議論をしていただきまして、そして明日、このいじめ対策についての提言書を出していただくことになっております。これを受けて与党でも、水落自民党部会長、水落部会長の下で、この自民党の部会と、そして教育再生実行本部合同部会でこのことについて更に御議論いただくということでございます。

今後、是非、各党全てが参加していただいて、議員立法に向けて実務者協議等をしていただく中で、それぞれの党の法案等をよりいいものにまとめていただく努力をしていただきたいというふうに思いますので、私の方から今この時点でどの点が評価できるとかできないとかいうようなコメントは差し控えをさせていただく中で、是非、今、毎日いじめで悩んだり苦しんでいる子供もたくさんいますから、この法案化することによって人の担保やあるいは予算の担保を明確に国がして、この法律案を作ることによって根絶に向けて立法府が全力で各党が一緒になって力を入れるんだということを是非示していただければというふうに思いますし、あわせて、国が立法化になった中で、それぞれの自治体の中で、今委員から御指摘がございました、まだ五つの自治体が条例化をしているにすぎないということでもございますから、国の立法に合わせてそれぞれの自治体においても条例等を作っていただいて、それぞれの自治体でも努力をしていただけるようお願いをしたいと思いますし、また、それに資するようなお手伝いを文部科学省として全力でさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、今初めて見たんですが、高崎市の倉渕中学校というのは私の生まれ育ったところでございますが、今日資料を初めて見させていただきました。しっかり読ませていただきたいと思います。ありがとうございます。

○小西洋之君 大臣、ありがとうございました。

私も、文教、今日が初めてなんですけれども、元々私も、大臣と同じように、父親が小学生のときに、うちは脳卒中でございまして、父親が倒れて二十余年寝たきりでございました。国会議員になったとき、まだ育英会の十五年ローンが残っておりまして、当選してすぐ後輩奨学生のために一括返済をさせていただきましたけれども、教育は思いがあったんですけれども、今回、どうぞこれからも御指導、お願いを申し上げます。

その上で、少し、大臣、私心配がございまして、今、自民党の中で検討されている骨子案というものの、いろんな方がきっと御覧になっていると思いますけれども、その骨子案、そしてまた、大臣があした総理とともに提言をなさろうとしているいじめについての教育再生実行会議の提言、残念ながら、この資料の三と四に付けさせていただいておりますけれども、これまで文科省が度重なって地域の教育委員会や学校に対して提出をしてきた、お手元の資料集の三、四でございまして、そうした通知文、そして四は、民主党が昨年九月に、大津の事件を受けて、いじめの総合対策、これは様々な予算政策を盛り込んだ政策パッケージでございまして。

つまり、申し上げたいことは、自民党の骨子案のほとんど、そして、明日のその提言のほとんどが、残念ながら、こうした今まで書いてきた通知文、それを再び同じ行政文書に載せて、国の中やあるいは地域の教育委員会、あるいは学校の中に示すと、そうしたようなものになっているのではないかという危惧でございまして。

それで、御質問でございまして、先ほど大臣、各党でいいところをしっかりと入れ込んで早期に成立とおっしゃってくださいました。私、ほかの委員会で理事を二回務めまして、様々な法案の修正協議、与野党協議を担当させていただいていたんですけれども、残念ながら、やっぱり我々政治でございまして、各政党の見え、立場というもので本当は必要な政策が実は入らなかったというようなことが残念ながらこれは我が国の国会の社会的な事実として存在すると思います。しかし、このいじめ法案にあっては、その政策の必要性和そして実現性、実現性については我々、私、与党のときに五つの省庁としっかりと協議をさせて、実行可能であるという確証を文書で取っております。

必要性和その実現性がしっかりと確認された子供の命と尊厳を救うための政策であれば、全てその超党派の法案の中に入れるべきであると、あるいは否か、そうしたことを明確にお答えいただきたいと思います。そして、それに当たって、文科省が与野党区別なくしっかりと事務的に支える、その二つについて明確にお答えいただきたく存じます。

○国務大臣（下村博文君） 御質問ですが、これはなかなか私がお答えする立場ではやっぱりないと思うんですね。議員立法でございまして。ただ、自民党の責任者になるであろう部会長もここにいらっしゃって聞いておられますから、それぞれ各党の実務責任者で、それぞれ各党何人かずつ、党の議席によって数は決まってくるかと思いますが、自民党でも何人か実務者として出られるでしょうし、民主党さんの方でもそうだと思いますし、その中で今の話を踏まえて恐らく反映をされるのではないかと期待をさせていただきたいと思います。

それからもう一点ですが、これ、委員は野党の経験がないのかもしれませんが、野党と与党の違いは、野党のときは、私も相当苦労しましたが、議員立法を作るときには行政側の協力はなかなか得られません。法制局やそれから委員部、あるいは国会図書館、そういうところの協力で立法化をして、たたき台を作り、そして、与野党協議の中で行政側にもかかわってもらって対応したというのが今までの事例でございまして、議員立法というのはそういうものだということを是非御理解いただきたいと思います。

○小西洋之君 では、こういう質問の仕方はいかがでしょうか。

我々国会がこのいじめ対策の法律を立法した後に、大臣は行政としてその執行の責任を負います。つまり、法律の下で子供の命と尊厳を守る制度を最大限に実現するのが大臣の使命となります。であるならば、国会の法律で最大限に子供の命と尊厳を守るものが作れなければ、最大限に執行しようがないわけでございます。そうした観点で、必要かつ実行可能な政策は全て盛り込まれるべきであると、執行の立場で御答弁ください。

○国務大臣（下村博文君） おっしゃるとおり、議員立法で最大限このいじめの撲滅に向けた法律案ができるようお願いしたいと思ひますし、それについて文部科学省として全力でその法律が執行できるように頑張りたいと思ひます。

○小西洋之君 ありがとうございました。筆頭理事を始め与野党協議の各先生方に今の大臣の答弁を伝えさせていただきたく存じます。

なお、私、十二年間、霞が関で官僚をやっております、議員立法の補佐もたくさん経験しております。大臣が先ほど申し上げた、野党であるから役所は補佐をしない、それは我が国の三権分立の原則に反します。我々、立法府として、野党であっても立法府として、ちゃんと執行して国民を守りそして国民の幸せを実現する法律を作る責務が三権分立上、憲法上ありますから、やはり行政は誠心誠意それを補佐をしていく、もうこれ答弁は求めませんけれども、そうしたことが正しい理解であるというふうに考えるところでございます。

続けて、今のこの民主党の法案と、あと政府や自民党の検討でございますけれども、大臣、この道徳の教科化ということ、大臣、記者会見で、是非自民党がやってほしい、また、いろいろ漏れ伝えているその報道等によれば、道徳の教科化をこのいじめ対策で打ち出すというようなことをおっしゃられているようでございます。

それで、道徳の教科化なんでございますけれども、資料の七という資料を御覧いただけますでしょうか。済みません、たくさん資料が組んであつて見にくうございますけれども、資料の七。本日、民主党のいじめの法案の条文をお出しすることはちょっと控えさせていただきましたけれども、党のホームページで全条文が載っております。ここ一部、道徳の箇所だけを抜粋をさせていただいたんでございますけれども、この蛇腹の資料の一枚前でございますけれども、いじめの民主党の法案の中にも、そのいじめの対策の根本的な対策として、子供に情操や道徳をしっかりと身に付けてもらう、そうしたことを条文で措置をしております。しかし、この条文は、大臣がおっしゃられているような、あるいは自民党あるいは政権がおっしゃられているような道徳の教科化というところまでは意図しておりません。

次の資料、この蛇腹の資料八を御覧いただけますでしょうか。これちょっと、大臣に事務方、ちゃんと資料を渡していただけますでしょうか。

この蛇腹の資料八は、これは二月の十五日の第二回教育再生実行会議、これ安倍総理も大臣も、大臣はもちろん中心の方でございますので出席をされて、そこで出され

た資料でございます。これは何かといいますと、これは文科省の資料でございます、学習指導要領上、道徳の内容として小学生や中学生にどういうものを教えるべきかということを具体的に書いたものでございます。

繰り返します。私もいじめの対策で道徳教育をやるのは絶対必要だと思います。子供の気持ちとして感情に迫るような、相手の尊厳を傷つけてはいけない、そうした道徳教育を絶対やることは私は必要だと思います。先ほどの民主党の条文でもそうしたことをトップにしっかりと書かせていただいております。しかし、道徳全てを教科化にするということと、いじめ問題について道徳教育をしっかりとやらなければいけないということは、必ずしもイコールではないんですね。

この図を御覧ください。例えば小学校一年生、二年生、三年生のところの一番上の欄を御覧いただけますでしょうか。「自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。」。その右に参りましょうか、小学校五、六年生。「生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。」。あるいはその小学校の一番下のところですね、「郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。」。あるいは小学校の五、六年生の中には、「自然の偉大さを知り、自然環境を大切にする。」。

どうでしょうか。私は、道徳というのは全人格的なものでございますので、様々な道徳の徳目を身に付けて総合的に人間の人格というのは実現され、発揮されるんだと思います。しかし、いじめ問題の対応のために道徳を強化するといったときに、いじめの問題の解決等、本当に役に立つ徳目ばかりなのと。役に立つと思います、何らかの形で。何らかの形では役に立つのかもしれない。しかし、それが直接関係ない、あるいはその関連性としてもなかなかにわかに納得し難い、そうしたものがたくさんあるわけでございます。

大臣、どうでしょうか。こうしたいじめと関係のない道徳の徳目についてまで全てを教科化して、教科化というのは、道徳の教科書を作り、生徒を道徳がちゃんと身に付いているかどうか五段階評価をし、それで道徳の専門教員というものを我が国で養う、それが道徳の教科化だというふうに言われているようでございますけれども、そんなことをすることが果たしてそのいじめ問題を解決する目的に合理的なやり方なんでしょうか。

我が国全体の道徳を上げていく、あるいはいじめ問題についての道徳をしっかり頑張る、それは分かります。しかし、ここはあえて言葉を申し上げますと、私も、このいじめ法案、去年の夏気付いてから去年の年末までに、私は五回朝から晩まで完全徹夜をしました。年明けてからも何回も、完全徹夜はございませんけれども、二時間、三時間睡眠を繰り返しております。そうした思いで申し上げると、本当にいじめ問題を信念を持ってやるのであれば、こういう打ち出し方にはならないと思うんですよ。これはまるでいじめ問題にかこつけた道徳の肥大化ではないかと、焼け太りではないかと、そのように思うんですが、大臣、いかがですか。

○国務大臣（下村博文君） 最後の言葉じりを取るわけではありませんが、道徳の肥大化という話がございましたが、この資料八でお示しされているように、これは必ずしも別に道徳だけで行うことではないと思うんですね。ある意味では、学校教育全て

において、それぞれの時間時間の中で、例えば、授業でない給食の中においてもこのようなものを入れてきちっと指導するということは大切なことだというふうに思います。

ですから、このいじめ問題をきっかけに何か道德教育をこの際入れようとか、そういう趣旨で考えているわけではございません。この道德というのは、基本的に子供たちに規範意識や自己肯定感、社会性、思いやりの心など、豊かな人間性を育むと。そのために、それぞれの学校全体における教育もそうですが、しかし、知育、徳育、体育と言われるように、やはり我が国の学校教育の中で、徳育、つまり道德教育について十分な指導が一方で行われていないということもやっぱり事実であろうというふうに思います。

こういう中で、教育再生実行会議において、いじめ問題の本質的な解決に向け、いじめ問題だけではありませんけれども、しかし、いじめ問題の本質的な解決に向け、心と体の調和の取れた人間の育成に取り組む観点から、道德教育の抜本的な充実や教科化についても議論をしていただいているところでございます。

正式にはあしたこの提言書が出てまいります、この中で、今委員御指摘のように、この教科化になることによって、学校の通知表のような評価をしようとか、そういうふうな議論がされているわけではありませんし、また、数値評価というのはやはり難しいことであるというふうに思いますから、既存の教科と同じような評価基準を考えているというわけではなくて、ただ、徳育的な部分についてもうちょっと充実したものにしていく必要があるのではないかと。

その中で、これは教育再生実行会議の中では提言の中に入っておりませんが、教科化という中では、今実際に道德における教材がないわけですね。心のノートダウンロードすれば使えるということでありますが、今回の補正予算で心のノートを是非早く配付するような予算計上をさせていただいておりますけれども、心のノートだけでなく、もうちょっと子供たちに、道德という点で、教科書ということを言っているわけじゃありませんが、教材的なことを含めて検討すべきであるという議論がこの再生会議の中でもあったことは事実でございます。

○小西洋之君 今の大臣の答弁に対して、二点のことを申し上げたいと思います。

あした出される提言書のいじめ対策の要になる政策が道德の教科化、それだけでいいのであろうかという、そうした政権の取組でいいのだらうかということでございます。

私は、いじめ対策の要になるのは、なぜいじめ問題が起き続けるのか、そのボトルネックを解決する仕組み、かつての文科省が何回も出している通知文をそのまま引き写すような提言書を出すんじゃなくて、本当の政策構想というものをしっかり示す。その中で道德の教科化が必要なのであれば、それは一つの御判断かと思ひます、私は違ふと思ひますけれども、一つの御判断かと思ひます。

今、心のノートのことをおっしゃいましたけれども、道德の副教材、心のノートもその副教材の一つでございまして、私が学んだ、私、徳島の出身なんですけれども、豊かな道德の教材がたくさんございました。そうしたものをしっかりとこれからも、大臣がおっしゃったように、全教育の場で、全教育の課程でやっていく、必ずしもそ

それがイコール教科化ではないのではないかというふうに思うわけでございます。

もう一つ、ちょっとこういうことを申し上げるのは非常に残念なんですけれども、果たして皆様、大臣のその実行会議が道德の教科化を打ち出す資格があるのか、そうした問題について提起をさせていただきます。

資料九を御覧ください。この資料九は、第一回の教育再生実行会議に、その委員であります鈴木さんとおっしゃる方、鈴木先生ですか、専修高校の校長先生でいらっしゃいますが、鈴木先生が出された資料でございます。

この内容でございますけれども、田中角栄さんが昭和四十七年に、総理大臣だったときに鈴木委員の関係の学校に来て、そこでの訓示、これを資料として出しております。もう言いたいことはお分かりだと思います。

私は、田中角栄さんが、日中国交回復化を含め、あるいはその一人の人間として、思いやりもあり、温かい方であり、立派な方であった、一人の人間としてどういう方であった、あるいは政治家としてどういう功績があったか、そのことを私は言いません。また、その田中角栄さんをこの鈴木先生がどのように信奉しようか、それも問いません。

しかし、我が国の教育の在り方の根底を議論しようという場で、田中角栄さんは残念ながらロッキード事件で東京高裁で有罪判決を受け、そしてお亡くなりになって最高裁は棄却されましたけれども、その田中角栄さんの関係の榎本さん、榎本さんの最高裁判決の中で田中角栄さんは刑事犯罪があったと事実認定がされているところでございます、残念なことですが、そうした方を褒めたたえる、信奉するというようなものを我が国の教育の在り方の会議の中で出して、それで果たして児童生徒、保護者、国民が納得するのでしょうか。

大臣、ロッキード事件は高校や中学の政経の教科書には田中元総理の名前と一緒に載っております。ロッキード事件が載った政経の教科書や歴史の教科書を読む児童生徒が、この提言によって道德の教科化をされた場合、納得して道德を受けられると思いますか。明確に答弁ください。

○国務大臣（下村博文君） お答えいたします。

この資料九を、委員が出していただいた中に、今の御指摘の点をこの先生が言われているわけではないわけです。人物については、いろんな功罪については、最終的には歴史の判断だというふうに思います。一〇〇%全てが悪人ということではなくて、この資料の中でも、御指摘のように、一方で田中角栄元総理が人確法、教職員の給与等アップをすると、教育について力を入れてきたことも事実でございますし、また、ここで入学式訓示というのを読ませていただくと、これについて批判をされるような内容ではないというふうに思いますし、いいところはいいところとして、評価するところは評価するという姿勢を持つということについて、私がこれがけしからぬというふうな思いを持つという立場ではございません。

○委員長（丸山和也君） 小西君、時間が来ておりますので。

○小西洋之君 はい、じゃ、簡潔にいたします。

大臣の答弁のとおりでございます。私もこの内容と、田中角栄さんが一人の人間、政治家として全てを否定される必要はないと思います。ただ、我が国の教育の在り方を決める会議の場、しかも道徳の教科化を打ち出そうとするような場でこうした資料を使われるというのは、残念ながら底が抜けているということでございます。

以上申し上げました民主党法案を策定させていただいております。自民党の法案、あるいは政府の検討、あるいは何よりほかの野党の方々の皆様の提案、そうしたものをしっかり我々で国会で議論をしながら、そして三月中に、来年の秋学期、九月には私は法案を施行して、二学期からいじめは深刻化すると聞いております、九月から法案を施行するように、これから大臣も是非自民党の中に働きかけをお願いしたいと思います。

そして最後に、あしたの提言書は、体罰の問題については、部活の指導についてのガイドラインを作るといったような政策しか書いていないようでございますけれども、我々民主党は、体罰についても、あるいは体罰をより広く含む不適切な指導あるいは行き過ぎた指導、そうしたものについても、子供を救うため、そして教員や教育委員会に立ち直ってもらうため、我々は一つの法制度が必要であるというふうに考えております。

○委員長（丸山和也君） 小西君、発言をまとめてください。

○小西洋之君 そうした議員立法を出すことをここに皆様に申し上げさせていただきます。

どうもありがとうございました。